

三森風力開発株式会社「(仮称)三森峠風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和2年9月8日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)三森峠風力発電事業環境影響評価準備書」について、三森風力開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

なお、当該事業は、令和元年12月5日付をもって、日本風力開発株式会社から三森風力開発株式会社に事業承継がされている。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福島県郡山市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大39,100kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年10月12日
環境大臣意見受理	平成28年12月22日
経済産業大臣意見発出	平成29年1月5日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年3月6日
住民意見の概要等受理	平成29年5月31日
福島県知事意見受理	平成29年8月10日
経済産業大臣勧告発出	平成29年8月31日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和元年12月16日
意見の概要等受理	令和2年3月4日
福島県知事意見受理	令和2年6月3日
環境大臣意見受理	令和2年7月14日
経済産業大臣勧告発出	令和2年9月8日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内
電話:03-3501-1742(直通)

1 総論

事業実施に当たっては、事後調査等について、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。
- (3) 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種であるクマタカの生息が複数確認されているほか、同区域の周辺では複数ペアによる営巣、繁殖が確認されている。また、同区域及びその周辺は、サシバ及びノスリ等の渡り経路となっていると考えられる。

このため、本事業の実施による影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域の周辺では、クマタカの複数ペアの生息が確認され、繁殖も確認されている。このため、事後調査においてクマタカの行動を調査し、繁殖への影響が懸念される場合には、稼働調整等を含めたより適切な環境保全措置を実施すること。

イ 鳥類の風力発電設備への衝突に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など、鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後において、バードストライクが発生した場合の措置の内容を事前に定め、重要な鳥類の衝突による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 土地改変に対する環境影響

本事業は、既設の道路等を活用することで、土地の改変面積を小さくする計画とし

ているものの、風力発電設備の設置及び既設の道路の拡幅等により大きな改変が行われる箇所があり、また、対象事業実施区域の一部が森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく水源かん養保安林、土砂流出防備保安林に指定されていることから、これらの土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の崩落又は流出による水環境、植物及び生態系等への影響が懸念される。このため、ヤード及び道路等の設計や工法に関して、更に検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化する等により、土地の改変に伴う水環境、植物及び生態系等への影響を回避または極力低減すること。

(3) バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で調査すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。